

# ○可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

平成 3 年 4 月 1 日  
可茂衛生施設利用組合規則第 2 号

改正 平成 7 年 4 月 1 日組合規則第 3 号

平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 可茂衛生施設利用組合職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。（以下「法」という。））、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(認定等)

第 2 条 事務局長は、可茂衛生施設利用組合職員にかかる児童手当の認定及び支給に関する事務を総括するものとする。

(支払日)

第 3 条 法第 8 条第 4 項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期日の10日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の休日に関する法律第 3 条に規定する休日でない日とする。）とする。

2 法第 8 条第 4 項ただし書きに規定する児童手当の支払いは、その支払いを決定した後、速やかに行わなければならない。

(実施細目)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 4 月 1 日組合規則第 6 号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。